

第1章 創業の時代

明治2～大正9年 | 1869-1920年

1

横浜為替会社の設立

——日本初の近代的金融機関として

安政5(1858)年

**横浜開港前夜、貨幣についても不平等な条約が締結される
～開港から1年間、金貨の大量流出が起きる**

安政5年6月19日(新暦1858年7月29日)、徳川幕府は、米国との間で日米修好通商条約を締結した。続けて、同様の内容の条約を英・仏・蘭・露の4か国とも締結した。いわゆる「安政の5か国条約」である。こうして、2世紀半におよぶ鎖国時代は終わり、日本は広く世界の国々との通商を改めてスタートさせることになる。

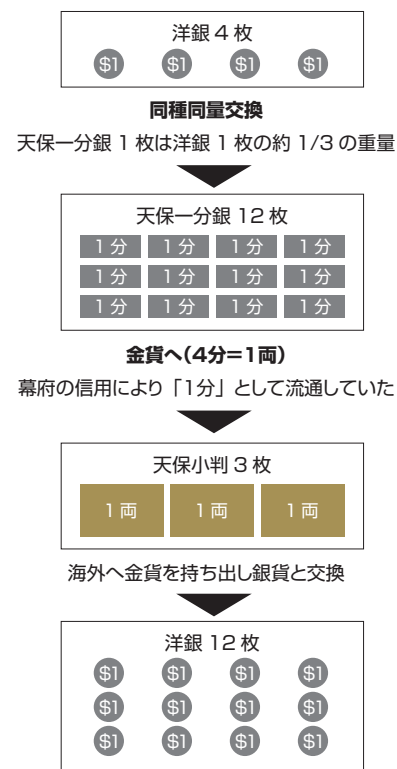
当時のアジアにおける国際通貨は、^{ようぎん}洋銀(1メキシコドル(以下、本章においては「ドル」という)銀貨)とされ、当時の海外での金銀比価のもとでは、日本の1両金貨(小判)は洋銀(1ドル)4枚に相当した。一方、日本で一般に流通していた銀貨は、^{てんぼういちぶぎん}天保一分銀であり、額面が記載された表記貨幣(計数貨幣・名目貨幣)であった。天保一分銀は、洋銀1枚の3分の1程度の重量であったが、幕府の信用力によって額面どおり「1分」として通用しており、天保一分銀4枚は、4分=1両であった。つまり、洋銀(1ドル)1枚と天保一分銀1枚では約3倍の重量差があったものの、1両金貨(小判)1枚に相当するのは、いずれも等しく4枚だったのである。

日米修好通商条約締結に向けての交渉において、幕府は、洋銀(1ドル)1枚は一分銀1枚であると主張した。しかし、含有する銀の重量からすると洋銀(1ドル)は一

分銀3枚に等しい、と米国公使ハリスに主張され、押し切られてしまった。日米修好通商条約は、一般に不平等条約として知られているが、「内外通貨の同種同量による通用」が取り決められ、貨幣についても日本にとつてきわめて不利な条約となった。

これにより、開港後1年間に限ったこととはいえ、本来、洋銀(1ドル)4枚で金貨(小判)1枚であるところを、洋銀(1ドル)4枚を一分銀12枚に交換して、金に換えると金貨(小判)3枚が得られる、という、外国人にとって「濡れ手に粟」の状況が生じるようになった。こうして、開港から1年の間に金貨の大量流出が起きる。

開港後1年間の金貨大量流出



安政6(1859)年

横浜が開港し貿易が始まるが、主導権は外国商人が握る

「安政の5か国条約」で神奈川の開港を約したものの、東海道筋の神奈川に海外の影響が直接およぶことを懸念した幕府は、神奈川湊の対岸で戸数約百戸の一寒村にすぎなかった横浜村を、神奈川の一部とみなして港を築くこととした。

安政6年6月2日(新暦1859年7月1日)の開港と同時に、日本各地から進取の気性に富んだ商人たちが横浜に集まり、品揃えに工夫を凝らした。

なかでも、外国人が注目したのは生糸だった。^{はら}原善三郎や茂木惣兵衛をはじめ、生糸商人が産地から続々と横浜に集まり、外国商館に産地持参の生糸を売り込んだ。こうして、生糸は開港直後に最大の輸出品目となったが、その貿易の主導権は、欧州やアジアとの取引でノウハウを蓄えていた外国商人が握ることになる。

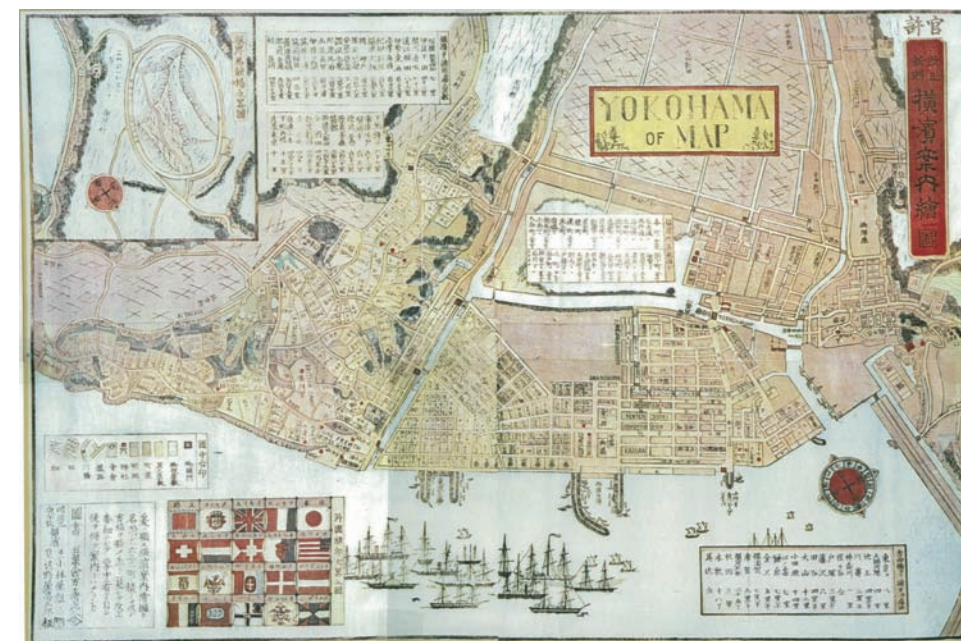
万延元(1860)年

**金貨大量流出を経て変動相場制へ
～横浜商人は為替リスクに直面する**

金貨海外持出して莫大な利益を得たうえで、安政6年11月24日(新暦1859年12月17日)になって、開港満1年後における貨幣交換期間の終了に備え、ハリスは金銀比価の是正(銀貨の含有量増大または金貨の含有量低下)を提案した。

幕府は、やむなく、万延元年4月10日(新暦1860年5月31日)から、金の含有量をこれまでの3分の1に減らした^{まんえん}万延小判を流通させた。従来の小判は新小判3枚と交換され、通貨量が3倍になり、当然の結果としてインフレが高進した。実質的に俸給生活者であった武士階級は、インフレに苦しめられ、幕府に対する不満が募った。

そして、開港満1年後の万延元年5月13日(新暦1860年7月1日)、洋銀(ドル)相場は変動相場制に移行した。横浜商人たちは、初めて為替リスクに直面する。



官許改正新刻横浜案内図
(明治3(1870)年)
本町通りを中心とする関内地区の街路は現在とほとんど変わらないが、現在のJR根岸線の南西(陸)側は、まだ埋立てが進まず、入江となっていた。この時すでに根岸に競馬場が設けられていた(左上)。

文久3(1863)年

洋銀相場で横浜商人は不利な立場に置かれる

開港間もない文久3(1863)年以降、セントラル銀行(本店・ボンベイ)、チャータード・マーカンタイル銀行(本店・ロンドン)、オリエンタル銀行(同)、香港上海銀行(本店・香港)をはじめ、海外の金融機関が横浜に進出してきた。これらの外国銀行は、わが国の外国為替取引にかかわる商権を独占し、スペイン銀貨やメキシコ銀貨(洋銀)を持ち込み、それらを見合いに、日本の通貨主権を無視して銀行券(洋銀券)を発行した。

洋銀の供給を一手に握る外国銀行が、為替相場を自己に有利に操るのはきわめて容易であったと考えられ、洋銀券を発行できる自前の銀行を持たないことで生じる横浜の商人の不利益は大きかった。外国銀行に対抗できる金融機関は不可欠であった。



銀行業務発祥の地の記念碑(香港上海銀行) 山下町2番地
平成18(2006)年、香港上海銀行横浜支店開業140周年を記念して、産業貿易センタービル前の広場に「銀行業務発祥の地」の記念碑が設置された。先行した銀行は昭和までにすべて日本から姿を消し、香港上海銀行は現在も営業を続ける銀行として最も古い。

明治2(1869)年

横浜商人の、横浜商人のための「銀行」
～横浜為替会社が誕生する

明治2(1869)年、東京・横浜・京都・大阪・神戸・大津・新潟・敦賀の8都市に、のちの商社と取引所の機能を兼ね備えた「通商会社」と、金融機関の機能を持つ「為替会社」が設立された。これらは、出資者の有限責任制が確

立していないなど、今日の株式会社制度とは異なる点はあるものの、日本最初の近代的な株式会社組織であった。また、「為替会社」はBankの訳語であり、預金、貸出、為替、両替などの金融業務を営んだ。名実ともに日本で最初の近代的金融機関であった。

横浜為替会社は明治2年7月(新暦1869年8月)、横浜本町三丁目に設立された。株主構成をみると、特権商人といわれる三井の持株比率は10%と低く、残りの大部分を原・茂木をはじめとする横浜商人が占めた。また、総員52名の株主中、生糸売込商が半数の26名に達していた。これに比べると、他の為替会社では、特権商人の持株比率が40～60%と高かった。横浜為替会社の総頭取は三井 八郎右衛門であったが、実際の経営は原・茂木など地元商人が執行した。横浜商人にとって横浜為替会社は、まさに「横浜商人の、横浜商人のための「銀行」」といえた。

為替会社は、身元金(20万両)、政府からの貸下金(30万両)・発行兌換券(為替会社紙幣)、預金などで調達した資金を原資に、貸付や為替の引受をおこなった。

明治政府は、横浜商人たちの要望に応え、横浜為替会社に限り洋銀券の発行を許可した。また、横浜為替会社



第二銀行本店(旧横浜為替会社、旧第二国立銀行) 本町三丁目33番地(横浜商工会議所所蔵)
明治2(1869)年開業の横浜為替会社の建物。明治3(1870)年の火災により焼失し、翌4(1871)年に再築された。明治初期の「和洋折衷建築」の代表作のひとつ。第二国立銀行、第二銀行を経て、昭和3(1928)年、横浜興信銀行と合同した。写真は、明治38(1905)年、第二銀行時代のもの。関東大震災で焼失。

は、横浜商人たちの旺盛な資金需要に応じ、貸出も増大させていった。

横浜為替会社主要株主(明治2(1869)年)

出資額	氏名	職業
20,000 両	三井八郎右衛門	生糸・呉服・両替
6,000 両	渡辺福三郎	生糸・石炭・海産
〃	西村七右衛門	生糸・陶器・材木
〃	三浦勘助	生糸売込
〃	中沢五兵衛	漆器売込
〃	堀越源七	洋品引取
〃	茂木惣兵衛	生糸売込
〃	原善三郎	生糸売込
〃	吉田幸兵衛	生糸売込
5,200 両	中条基之助	洋品引取
〃	上原四郎左衛門	生糸売込
〃	岡本伝右衛門	生糸売込
〃	榎本六助	呉服
〃	杉村基三郎	生糸売込
〃	増田嘉兵衛	生糸売込
〃	岸田長兵衛	生糸売込
3,725 両	石川徳右衛門他	
3,275 両	田中平八他	

(総計 200,000 両・52 名)

資料出所「日本金融史資料」

明治5～7(1872～1874)年

為替会社改組による唯一の
国立銀行・第二国立銀行が誕生する

横浜を除く為替会社7社は、すべて数年で清算された。失敗の要因は、貸付金の多くが貧窮士族の救済金などの後向き資金であり、開港以来成長しつつあった各地の新興商工業者層を把握できなかったことがあげられる。

明治5(1872)年、政府は為替会社の限界を踏まえ、米国の National Bank を参考にした「国立銀行条例」を制定し、同年11月(新暦12月)に公布した。なお、「国立銀行」は、National Bank の誤訳ともいえるものであり、国の法(条例)にもとづく銀行ではあるが、政府の資本の入っていない民間の銀行であった。

横浜商人たちは、すでに横浜に不可欠な金融機関となっていた横浜為替会社を、解散することなく国立銀行条例に則った国立銀行(第二国立銀行)に改組するよう、直ちに政府に申請した。そして、明治7(1874)年8月

15日、横浜為替会社の組織を改め、横浜商人などの出資を得て、第二国立銀行が設立された。第二国立銀行は、為替会社改組による唯一の国立銀行であり、「日本で最初の近代的銀行をルーツにもつ唯一の銀行」となった。開港場横浜の新興商人という、経営者兼顧客を持っていた横浜為替会社には、その後の発展の環境が備わっていたのである。

第二国立銀行主要株主
(明治7(1874)年8月開業時)

株数	氏名	住所
500	原善三郎	横浜
300	茂木惣兵衛	〃
200	三井八郎次郎	京都
200	小野善三郎	東京
200	金子平兵衛	横浜
200	吉田幸兵衛	〃
200	田中平八	〃
150	増田嘉兵衛	〃
100	鈴木保兵衛	〃
100	中村宗兵衛	〃
100	甲子五三郎	〃
50	渋沢栄一	東京
50	西村喜三郎	横浜
30株以下150株	16名	

(総計 2,500 株・29 名)

資料出所「日本金融史資料」
注 1株=100円

第二国立銀行の活躍 ——日本、そして横浜のために

明治6~7(1873~1874)年

国立銀行が4行誕生する

国立銀行条例の制定を受けて、三井組や小野組の出資によって、第一国立銀行が設立される。そして、横浜為替会社を改組した第二国立銀行、新潟の有力者による第四国立銀行、大阪の第五国立銀行と、明治7(1874)年までに4つの国立銀行が誕生した。

国立銀行が発行した国立銀行券は、政府紙幣の増発が続き、その価値が著しく低下したことに加え、正貨が海外に流出して金価格が高騰していたため、発行と同時に窓口で金貨に兌換され、発行銀行に還流される事態が発生する。国立銀行は莫大な損失をこうむり、経営は難航した。こうした状況もあって、国立銀行は最初に設立された4行以降、しばらくの間増えなかった。



第二国立銀行 10 円旧券 表 (日本銀行貨幣博物館所蔵)



第二国立銀行 10 円旧券 裏 (日本銀行貨幣博物館所蔵)

明治6(1873)年

第二国立銀行が洋銀券の発行業務を引き継ぐ

第二国立銀行は、前身である横浜為替会社の洋銀券発行業務を引き継ぐことを願い出て、明治6(1873)年1月許可された。なお、第二国立銀行は新しい洋銀券を印刷せず、横浜為替会社から継承した洋銀券の裏面に、『改第式国立銀行』と朱印を押捺し発行した。

洋銀券発行は、国立銀行業務としては例外的性格をもつものとみなされ、厳格な扱いを受けた。第二国立銀行は、この点で、他の3つの国立銀行とは異なる「特別な」国立銀行であった。



横浜為替会社 洋銀券 10 弗 (日本銀行貨幣博物館所蔵) (明治5(1872)年) わが国で洋銀券(ドル紙幣)を発行したのは、横浜為替会社とこれを改組した第二国立銀行のみであった。裏面上部に「改第式国立銀行」という赤いスタンプがある。これは、明治5(1872)年に横浜為替会社が発行したこの洋銀券が、第二国立銀行に組織変更後も、第二国立銀行発行のものとして読み替えて流通していたことを示している。

明治8~9(1875~1876)年

第二国立銀行は創設早々群馬県に支店を設ける

第二国立銀行の発起人には、高崎出身の茂木 惣兵衛、大間々町(現・みどり市)出身の吉田幸兵衛など、群馬県出身の横浜商人が名を連ねていた。頭取・原善三郎は埼玉県出身だが、出身地である渡瀬村(現在の神川町)は群馬県鬼石(現在の藤岡市)に隣接し、高崎や富岡に近い。このように、群馬県と横浜の生糸商人との結びつきが深かったことから、第二国立銀行は生糸取引の拠点として、創設早々から高崎(明治8(1875)年)、前橋(明

治9(1876)年)と相次いで支店を開設した。群馬に本店を置く第三十九・第四十国立銀行の開設(いずれも明治11(1878)年)よりも早く、第二国立銀行高崎支店は現在の群馬県に設置された初の銀行であった。

明治9(1876)年

第二国立銀行は洋銀券の流通で外国銀行と対峙する

国立銀行条例第22条は、国立銀行以外のものが銀行紙幣を発行することを禁じており、外国銀行が政府に無断で通貨(洋銀券)を国内で発行することは、法律に違反し、通貨主権を侵すものであった。しかし、明治政府は、外国銀行や外国公使に対して、洋銀券の発行停止を直接要求する方策をとらず、明治9(1876)年、外国銀行が発行する紙幣類は日本政府・外国政府のどちらも認められたのではなく、不測の事態による損害について一切補償しないとして、商人の損得計算に訴えることによつて、第二国立銀行の洋銀券の流通を側面から支援しようとした。

しかし、その後も外国銀行洋銀券の市中流通に大きな変化はなく、逆に政府の方針は外国銀行の反発を招き、外国銀行は、第二国立銀行洋銀券のボイコットを決定した。結局、わが国商人の説得だけに頼った明治政府の外国銀行洋銀券排除措置は不徹底で、十分な成果をあげることはできなかったが、開業間もない第二国立銀行が、みずから発行する洋銀券の流通について、外国銀行と正面から対峙したことは、第二国立銀行を設立した原、茂木などの横浜商人の使命感を示すものであった。

その後、横浜正金銀行の設立、「兌換銀行券条例」の制定により、第二国立銀行の洋銀券の流通は明治18(1885)年5月に停止されたが、それまでの間、横浜為替会社・第二国立銀行の発行する洋銀券は、対外貿易において日本の利権を守る唯一の武器となった。

明治9~12(1876~1879)年

全国で国立銀行設立ラッシュ ~国立銀行は153行に達する

明治9(1876)年、明治政府は旧時代の華族・士族の秩禄を処分することを決めるとともに、国立銀行条例を改正して、秩禄処分により発行された秩禄公債での出資を認めるなど、国立銀行の出資条件を緩和した。

その結果、華族・士族などを中心に各地で国立銀行の設立が相次ぎ、3年後の12年までに最後となる第百五十三国立銀行が設立されるなど、銀行数は一気に増大した。国立銀行は、現在の47都道府県のすべてに少

国立銀行 153 行の都道府県別設立状況

都道府県	設立年 (明治)						総計
	6	7	9	10	11	12	
東京	1		1	4	10		16
大阪	1			1	8	3	13
福島				1	5		6
兵庫					5	1	6
新潟	1				3	1	5
長野				3	2		5
愛知				2	2	1	5
静岡				1	3	1	5
岐阜				1	3	1	5
山形					4	1	5
福岡				2	2		4
福井				1	3		4
茨城					4		4
三重					4		4
京都					3	1	4
千葉					2	2	4
神奈川		1			1	1	3
石川				1	2		3
高知				1	2		3
大分				1	2		3
滋賀				1	1	1	3
長崎				1	1	1	3
熊本				1		2	3
2行設立	青森、岩手、愛媛、岡山、香川、群馬、佐賀、島根、鳥取、広島、北海道、宮崎、山口						
1行設立	秋田、沖縄、鹿児島、埼玉、徳島、栃木、富山、奈良、宮城、山梨、和歌山						
総計	3	1	1	24	97	27	153

「銀行変遷史データベース」(社団法人東京銀行協会銀行図書館)にもとづく。当初設立地が現在のどの都道府県であったかを示すもの。

なくとも1行は開設され、11年の1年間だけで、全国で97行が設立されるというラッシュが生じた。

国立銀行の設立による銀行券の増発と、政府紙幣の増発の帰結として、物価の騰貴が引き起こされたため、政府は12年、国立銀行の設立を抑制する方向に政策を変更した。第百五十三国立銀行の設立を最後として、以降、国立銀行の設立は認められず、国立銀行設立ブームは終わった。

明治11~12(1878~1879)年
横浜、神奈川にも国立銀行が新設される

国立銀行条例の改正は、横浜にも新たな銀行設立をもたらした。横浜為替会社や第二国立銀行の設立に参画した茂木や原などの横浜商人たちは、明治11(1878)年8月、新たに第七十四国立銀行を設立した。第二国立銀行と第七十四国立銀行は、いずれも、横浜に集積した生糸売込商が、必要とした金融をおこなうためにみずから設立した銀行であった。その後、横浜の生糸取引が急成長し、その金融ニーズが拡大する過程で、第二国立銀行が



第七十四国立銀行 1円新券 表(日本銀行貨幣博物館所蔵)



第七十四国立銀行 1円新券 裏(日本銀行貨幣博物館所蔵)

原家の銀行であるのに対して、第七十四国立銀行が茂木家の銀行、という色分けが明確となっていく。

翌12年には、保土ヶ谷(横浜市への編入は昭和2(1927)年に)第百三十二国立銀行が設立された。神奈川県内では、当時の横浜以外に設立された唯一の国立銀行であった。なお、第百三十二国立銀行は明治16(1883)年に東京に移転し、百三十二銀行と改称ののち、41年に解散している。

明治12~13(1879~1880)年
外国為替専門銀行として横浜正金銀行が設立される

国立銀行の設立が抑制されるなかで、例外的に設立が認可された銀行が、横浜正金銀行である。同行は、明治12(1879)年2月、中村道太などが発起人となって、「金銀貨幣の供給運輸を便にすること」を目的として設立を願い出て、外国為替取引を営業の主眼とした。同年12月に設立が許可され、翌13年、本店を横浜に置いて開業した。

以降、輸出の振興と正貨の獲得、さらに貿易金融の円滑化をはかるため、輸出にかかわる荷為替などの金融ニーズに対応すべく、政府資金が投下されていった。横



神奈川県立歴史博物館(旧横浜正金銀行本店) 南仲通五丁目60番地
明治37(1904)年落成。関東大震災ではドームを焼失するも建物は残り、戦後、東京銀行横浜支店を経て、現在も神奈川県立歴史博物館として使用されている。

浜正金銀行は、政府が特別の保護を与える国策銀行として育成された。

当時の貿易通貨・洋銀の供給を豊かにすると同時に、輸出入品の取引上、日本人商人の地位を守る本邦銀行の設立は喫緊の課題であり、その嚆矢は横浜為替会社、続いて第二国立銀行であった。純然たる外国為替専門銀行としての横浜正金銀行の設立により、開港地横浜で発展してきたわが国の対外貿易関連の金融がようやくフルラインで整備されることとなった。なお、横浜正金銀行は、戦後営業を停止し、新設の東京銀行が資産・負債(国内新勘定)を継承した。

明治13~14(1880~1881)年
不平等な取引を是正するため、聯合生糸荷預所を設立する

当時日本の輸出の4割を占める最大の輸出商品であった生糸の輸出取引の現場において、横浜の売込商は、外国商館との取引で不利な立場にあった。一部の外国商館は、相場を自己に有利に操るとともに、自己の商館の倉庫に納めさせた後に検査をおこなって良品だけを購入し他は返品する、相場が良ければ購入し悪ければ返品するなど、不公正な取引をおこなっていた。

このような不平等な取引を是正するため、明治13(1880)年11月、横浜の有力生糸売込商の原善三郎(第二国立銀行頭取)、茂木惣兵衛や、渋沢栄一の従兄である渋沢喜作などは、大蔵卿・大隈重信に対して、横浜から輸出する生糸を共同集荷する「聯合生糸荷預所」の設立を願い出た。聯合生糸荷預所は、明治14(1881)年6月21日に設立許可が決議され、9月15日から業務を開始した。

明治14(1881)年
**洋銀券、聯合生糸荷預所
~第二国立銀行は日本を代表する銀行の役割を担う**

聯合生糸荷預所は、横浜に入荷する生糸をすべて預かり保管して、検査したうえで外国商館に売却し、引渡し

前に代金を回収した。しかし、外国商館はこれを認めず、生糸の輸出は停滞し、聯合生糸荷預所の保管する生糸は増大した。所要資金は、第一国立銀行、第二国立銀行などの銀行からの借入金でまかなった。

同時に銀行は、聯合生糸荷預所に荷を送らない地方の製糸家への融資を拝辞した。聯合生糸荷預所問題は、明治政府の最大の課題である不平等条約改正問題のシンボルとなった。

生糸輸出に特別の利権を持たなかった米国は、不平等な取引慣行に縛られる日本側に同情的であったといわれ、調停に乗り出した。外国商館は、米国公司から示された妥協案を受け入れる意向を早々に示し、荷預所側も、当初の意図からは大きく後退したものであったが、最終的には妥協案の受入れを決めた。

所期の目的は達成されなかったが、こうした横浜生糸売込商の積極的な働きかけは、明治政府にとっては、不平等条約改正へ向けての有意義な一歩となった。原や茂木など横浜の大手売込問屋は、中央政府を動かし、全国の銀行を動かす力を証明した。

明治9(1876)年の洋銀券、14年の聯合生糸荷預所と、二度にわたる外国勢との国益を守る戦いで、明治初期、第二国立銀行は、横浜において日本を代表する銀行としての役割を十分に果たしていた。その後、横浜正金銀行や日本銀行などの整備の進展により、第二国立銀行は横浜の銀行としての道を歩み、第二銀行を経て昭和3(1928)年に横浜興信銀行と合同し、今日の横浜銀行のルーツのひとつとなった。

金融制度の確立で地元銀行が続々誕生

明治12(1879)年～

国立銀行の設立が終わる全国で私立銀行の設立が急増する

政策的に保護育成された為替会社や国立銀行とは別に、明治初年以降、多くの金融機関が、民間の金融ニーズを満たすために設立されていった。これらの民間金融機関は、国立銀行条例にもとづく国立銀行とは異なり、法律上の保護や紙幣発行の特権はなく、「銀行」と称することは許されなかった。しかし、業務は為替、両替、預り金、貸付など、銀行に類似する業務を営んでいたことから、今日では「銀行類似会社」と総称されている。殖産興業の基礎として、早期に近代的金融制度の確立をめざした明治政府は、国立銀行の設立が依然4行にとどまっていた明治9(1876)年に、国立銀行条例を改正し、これらの銀行類似会社が「銀行」と称することを可能とした。

神奈川県下では、明治8(1875)年、小田原に当行の前身のひとつである積小社せきしょうしゃが設立され、同社は26年に小田原銀行と改称した。

そして、国立銀行の設立が許可されなくなった明治12(1879)年以降、全国各地で私立銀行の設立が急増する。

明治12(1879)年～

県内でも私立銀行の設立が始まる

明治12(1879)年以降、県下各地でも私立銀行の設立が始まる。当行の前身銀行としては、明治15(1882)年、大住郡馬入村(現・平塚市)に江陽銀行、明治23(1890)年、愛甲郡厚木町(現・厚木市)に厚木株式会社が誕生した。

一方、横浜では、明治15(1882)年、茂木惣兵衛もぎそうへいの関連会社である横浜貯蓄銀行が設立され、吸収した小口

預金のほとんどを親銀行である第七十四国立銀行への預け金とした。

明治15(1882)年～

日本銀行が開業し、国立銀行は銀行券の発行特権を失う

明治15(1882)年10月、日本銀行条例にもとづき日本銀行が開業する。

政府は翌16年に国立銀行条例を改正、国立銀行は営業期間(開業免許日より20年間)満了後に私立銀行(普通銀行)に転換し、以降、国立銀行紙幣の発行を認めず、日本銀行が国立銀行紙幣の引換えをおこなうことを定めた。

銀行券の発行特権を失った国立銀行は、その資金を預金でまかなう必要が生じた。

横浜の第二国立銀行や第七十四国立銀行は、旧幕時代の特権商人や士族・華族の資金ではなく、新時代の商人たちがみずからの資金ニーズに応じるために設立した銀行であった。このため、払込資本金が比較的少額であり、影響はさらに大きかった。

明治23(1890)年～

銀行条例・貯蓄銀行条例制定により 明治期の銀行制度が確立する

明治23(1890)年4月の商法公布を受けて、それまで放任状態であった非国立銀行の業務等を、一般事業会社と区別して規定するため、同年、銀行条例・貯蓄銀行条例が公布され、26年施行された。これにより、明治期の銀行制度が確立する。

銀行条例・貯蓄銀行条例が施行されると、それまで性格が不透明であった銀行類似会社は、廃業するか普通銀行・貯蓄銀行に転化し、その処理が一巡することになる。

明治28～34(1895～1901)年

全国各地で銀行設立ブームが再燃、 史上最多の普通銀行数となる

日清戦争終結後の企業勃興期の明治28(1895)年には、施行後2年を待たずに銀行条例が改正され、特定企業への貸出集中を防止するための大口融資規制が撤廃された。銀行に対する日本銀行の貸出も緩和され、各地で銀行設立ブームが起こった。

当時の産業組織は、地域間の統合が進まず、地方分散的かつ小規模であったため、小銀行が各地に設立されることは合理的であった。また、官民ともに、銀行の設立が殖産興業の原動力であるとの考え方が強く、銀行設立の許可基準が緩かったことから、弱小資本でも設立が認可された。普通銀行数は、明治34(1901)年に全国で1,890行と、銀行史上最多の数に達した。

全国の銀行数の推移

年末	国立銀行	特殊銀行	農工銀行	普通銀行		貯蓄銀行	計	増減
				(うち貯蓄兼営)				
明治28	133	2		817		91	1,043	
29	121	2		1,054		161	1,338	295
30	58	3	6	1,305		227	1,599	261
31	4	3	41	1,485		273	1,806	207
32		4	45	1,634		348	2,031	225
33		5	46	1,854		435	2,340	309
34		5	46	1,890	(276)	444	2,385	45
35		6	46	1,857	(271)	434	2,343	△42
36		6	46	1,780	(220)	476	2,308	△35
37		6	46	1,730	(209)	474	2,256	△52
38		6	46	1,697	(202)	481	2,230	△26
39		6	46	1,670	(198)	489	2,211	△19
40		6	46	1,663	(192)	486	2,201	△10
41		6	46	1,635	(184)	485	2,172	△29
42		6	46	1,617	(177)	483	2,152	△20
43		6	46	1,618	(172)	474	2,144	△8
44		6	46	1,615	(168)	478	2,145	1
大正1		6	46	1,621	(161)	479	2,152	7

資料出所「日本金融史資料」

明治23～33(1890～1900)年

横浜に銀行設立ラッシュが起きる

横浜においても、銀行条例公布後に銀行は急増する。明治23(1890)年から33(1900)年の間に、関内を中

心とする狭い地域であった横浜市内に、普通銀行・貯蓄銀行が23行新設された(戸塚や瀬谷は、当時は鎌倉郡に属し横浜市外だった)。このうち、当行のルーツとなっていくものが6行、他行が継承したものが2行あるが、廃業した銀行が実に15行にもものぼる。横浜以外の県下と比べ圧倒的に廃業の比率が高く、開港によってにわか発展した横浜の特異性を物語っている。なお、当行のルーツとならなかった銀行の中にも、大正9(1920)年の横浜興信銀行設立時の政府・日本銀行からの特別融資に対して連帯保証した銀行がある。

これらの新設銀行は、それぞれ市内の豪商が後ろ盾となり、その多くは、事業家が「機関銀行」として設立したものだったが、明治28(1895)年に設立された左右田銀行は、これと異なり、銀行を本業としていた。左右田銀行は、第二銀行(第二国立銀行が営業満期到来により改称)や横浜七十四銀行(第七十四国立銀行が営業満期到来により改称)に匹敵する有力銀行となっていた。



左右田銀行本店 南仲通一丁目(横浜商工会議所所蔵)

明治25～40(1892～1907)年

県下でも銀行設立が加速する

県下では、銀行条例が公布された明治23(1890)年までに、積小社(小田原銀行に改称)、江陽銀行、厚木会社(厚木銀行を経て相模実業銀行に改称)などが設立されていたが、明治25(1892)年以降、銀行設立が加

速する。

相模銀行(25年)、秦野銀行(同)、藤沢銀行(同)、平塚銀行(29年)、伊勢原銀行(同)、藤沢貯蓄銀行(同)、積塵株式会社(同、川村銀行に改称)、町田銀行(同、町田は26年に東京府(現在の東京都)に移管されるまでは神奈川県に属していた)、鎌倉銀行(30年)、小田原通商銀行(同)、金田興業銀行(31年)、浦賀銀行(32年)、相模共栄銀行(同)、戸塚銀行(同)、国府津銀行(33年)、足柄農商銀行(同)、曾我銀行(34年)——など、多くの銀行が設立された。

こうした銀行設立ブームは、明治34(1901)年、日清戦争後の大戦景気に対する反動で不況が到来したため終息した。県下で最後に設立された銀行は、明治40



瀬谷銀行の門 瀬谷区中屋敷一丁目
明治40(1907)年開業の瀬谷銀行本店の門が現在も残っている。

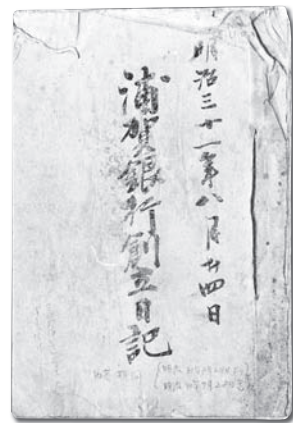
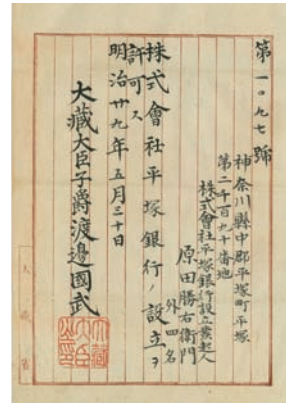


瀬谷銀行跡の碑

(1907)年に、鎌倉郡瀬谷村に設立された瀬谷銀行であった。

町田を含め、県下には39行の銀行が誕生した(他府県から本店を移転したものを除く)。このうち、ここにあげた21行は、横浜為替会社と同じく、当行のルーツである。このほか、他行が継承した銀行が15行(うち8行は駿河銀行(現・スルガ銀行)が継承)あり、廃業したものは7行であった。

平塚銀行設立許可証
明治29(1896)年
大蔵大臣からの設立許可証。



浦賀銀行創立日記
明治31(1898)年
浦賀の豪商臼井儀兵衛が中心になって設立した浦賀銀行の設立当初の経緯を日記風に詳細に記録したものの。

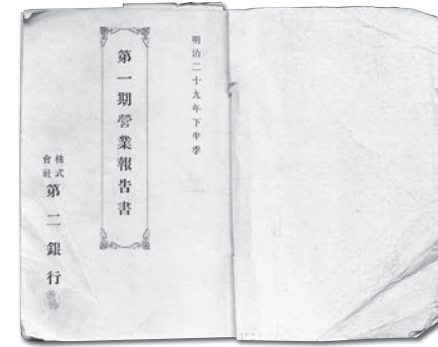
明治29~30(1896~1897)年

金融制度の見直しが進む中、日本は金本位制に移行する

明治29(1896)年3月、営業満期国立銀行処分法が施行された。乱立気味の国立銀行の整理を目的としたもので、国立銀行は明治32(1899)年までに普通銀行に転換するか廃業するかを選択を迫られ、大半が普通銀行に改組されることとなった。横浜の第二国立銀行・第七十四国立銀行も普通銀行となり、それぞれ第二銀行・横浜七十四銀行に改称した。また、同じ29年、特殊銀行について規定する勸業銀行法、農工銀行法、北海道拓

殖銀行法などが公布されている。

日清戦争の賠償金は、日本に金貨蓄積の機会をもたらした、30年3月、日本は金本位制に移行した。



第二銀行第1期営業報告書 明治29(1896)年
第二国立銀行が、国立銀行としての営業満期到来により第二銀行と改称した後の第1期目の営業報告書。

明治33~34(1900~1901)年

金融恐慌で小規模銀行の破綻が続出する

明治33(1900)年6月の北清事変の勃発は、対清輸出業者に打撃を与え、株式は暴落、金融は逼迫の度を加えた。同年12月25日、熊本市の第九銀行が支払を停止すると、九州一帯の金融市場に波及し、九州の恐慌は横浜に伝播した。さらに、影響は東京および関東方面の銀行にもおよび、翌34年3月28日、泉州の北村銀行の支払停止を契機に、恐慌は大阪を中心にクライマックス

神奈川県内に本店を置く銀行(大正元(1912)年末)

	横浜市内	県央・湘南	県西	川崎	計
特殊銀行	横浜正金、神奈川農工				2(0)
普通銀行	【第二】、【横浜七十四】、誠資、横浜商業、【茂木】、【左右田】、【横浜貿易】、神奈川、横浜若尾、横浜実業、横浜中央、東陽、平沼、渡辺	【厚木】、横須賀商業、【関東】	共洽、【川村】、鞠子	高津、川崎共立、石橋、川崎	24(8)
貯蓄銀行	【横浜貯蓄】、平沼貯蓄、戸部貯蓄、武相貯蓄、【左右田貯蓄】、石井貯蓄、養老貯蓄、【元町貯蓄】、横浜実業貯蓄、横浜中央貯蓄、神奈川貯蓄	【関東貯蓄】、【鎌倉】、【戸塚】、日本実業、【瀬谷】	【小田原】、【江陽】、【相模】、【秦野】、松田、【平塚】、【伊勢原】、酒田、足柄、【小田原通商】、吉浜、【金田興業】、桜井共益、大磯、【国府津】、吾妻、【足柄農商】、【曾我】	川崎共立貯蓄、大師	36(18)
計	27(8)	8(6)	21(12)	6(0)	62(26)

うち【 】内は当行の前身銀行。この時点ですでに複数行が合同した銀行などがあり、起源にさかのぼると前身銀行は県内30行と町田銀行の計31行となる。銀行数のカッコ内は当行の前身銀行の数。
資料出所「銀行総覧」
注 県央・湘南—横須賀市・鎌倉郡・三浦郡・高座郡・愛甲郡
県西—中郡・足柄上郡・足柄下郡
川崎—橋樹郡・都筑郡

スを迎える。

34年春の恐慌は、従来、小銀行が乱立することに警戒感を抱いていた政府に衝撃を与え、これを契機として、政府は小銀行の設立を抑制し、銀行合同策を強化することになる。その結果、全国の普通銀行数は同年末の1,890行をピークとして、その後減少に転じる。

明治43~44(1910~1911)年

政府の方針もあり、銀行の合同が始まる

明治44(1911)年10月、大蔵次官通牒によって初めて銀行合同を促すとともに、資本金についても、人口10万人以上の都市に普通銀行を設立する場合は、原則として100万円以上とした。政府の政策は、銀行の新設を制限して合併を促進する方向に転じた。

これに先立ち、県下では、明治43(1910)年、浦賀銀行、藤沢銀行、相模共栄銀行の3行が営業譲渡し、関東銀行が設立された。県下での本格的な銀行合同は関東銀行が最初であった。

神奈川県内の銀行本店所在とその後 大正元(1912)年末

- 当行の前身銀行
- スルガ銀行の前身銀行
- 他行(当行・スルガ以外)の前身銀行
- 現在までに廃業

